

市議会だより

四万十市

# 議会だより

NO.84



2026.3.1発行

- もくじ
- 議案 ..... 1 ページ
  - 一般質問 ..... 4 ページ
  - トピックス ... 17 ページ

# 令和7年12月定例会

四万十市議会12月定例会は、11月28日に開会し、12月17日までの20日間の会期で開催されました。今期の定例会には、「令和7年度補正予算」20件、「条例の改正等」12件、「その他」20件の議案が提出され、慎重に審議を行いました。一般質問では、13名が「市長の政治姿勢」、「防災対策」、「教育行政」などについて質問を行いました。

議案番号	件名	結果
1	令和7年度四万十市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決
2	令和7年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第2号）について	原案可決
3	令和7年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第4号）について	原案可決
4	令和7年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算（第2号）について	原案可決
5	令和7年度四万十市と畜場会計補正予算（第1号）について	原案可決
6	令和7年度四万十市鉄道経営助成基金会計補正予算（第1号）について	原案可決
7	令和7年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第2号）について	原案可決
8	令和7年度四万十市水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
9	令和7年度四万十市下水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
10	令和7年度四万十市病院事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
11	四万十市議会議員及び四万十市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例	原案可決
12	四万十市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決
13	四万十市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	原案可決
14	四万十市行政組織条例の一部を改正する条例	原案可決
15	四万十市と畜場条例の一部を改正する条例	原案可決
16	幡多公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
17	四万十市生活交通バス事業に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
18	四万十市四万十川の自然と風景を守り育む条例の一部を改正する条例	原案可決
19	四万十市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例	原案可決
20	四万十市奥屋内へき地出張診療所設置条例を廃止する条例	原案可決
21	四万十市道路線の廃止について	原案可決
22	四万十市道路線の認定について	原案可決
23	四万十市道路線の認定について	原案可決
24	宿毛市及び土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決
25	宿毛市及び大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決
26	宿毛市及び三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決
27	宿毛市及び黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決
28	辺地総合整備計画を定めることについて	原案可決
29	公の施設の指定管理者の指定について（四万十市防災センター）	原案可決
30	公の施設の指定管理者の指定について（四万十市天体観測施設）	原案可決
31	公の施設の指定管理者の指定について（環境・文化センター四万十楽舎）	原案可決
32	公の施設の指定管理者の指定について（四万十市老人憩の家 6施設）	原案可決
33	公の施設の指定管理者の指定について（生活改善センター等 19施設）	原案可決
34	公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立富山地区集会所）	原案可決
35	公の施設の指定管理者の指定について（四万十市営農飲雑用水施設 4施設）	原案可決
36	公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立具同地区集会所）	原案可決
37	公の施設の指定管理者の指定について（四万十市ふれあいの館「星羅四万十」）	原案可決
38	公の施設の指定管理者の指定について 新安並温泉スタンド	原案可決

議案番号	件名	結果
39	公の施設の指定管理者の指定について（四万十市都市公園及び市立公園）	原案可決
40	公の施設の指定管理者の指定について（四万十市営食肉センター）	原案可決
41	令和7年度四万十市一般会計補正予算（第4号）について	原案可決
42	令和7年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第3号）について	原案可決
43	令和7年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第5号）について	原案可決
44	令和7年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算（第3号）について	原案可決
45	令和7年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）について	原案可決
46	令和7年度幡多中央介護認定審査会会計補正予算（第1号）について	原案可決
47	令和7年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第3号）について	原案可決
48	令和7年度四万十市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
49	令和7年度四万十市下水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
50	令和7年度四万十市病院事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
51	四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
52	四万十市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

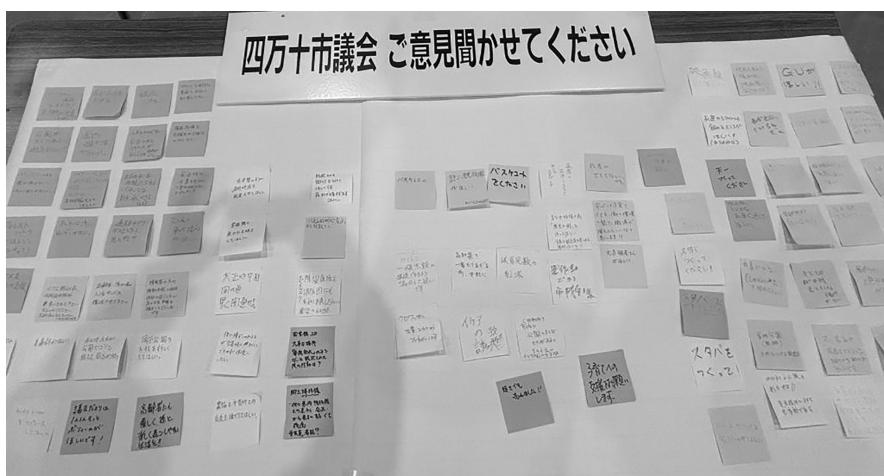
議案の賛否の状況（YouTube 議会中継へのリンク）



## 産業祭に参加しました！

11月30日に開催された第4回四万十市産業祭に議員も参加し、90もの貴重なご意見等をいただきまして、誠にありがとうございました。

ご意見等につきましては、議員全員で共有し、市の発展に向けて取り組んでいきます。



# ただ ここを質す！

## 一般質問

質問順位	質問者	質問要旨	質問掲載ページ
1	谷田 道子	①子どもたちの健やかな成長を支える「眠育」について ②国民健康保険と後期高齢者医療保険について ③「生活再建型滞納整理」の取組を求めて	4
2	川渕 誠司	①防災について ②大学誘致の検証について ③保育行政について	5
3	上岡 正	①大学誘致失敗に伴う諸課題について ②完成後100年の赤鉄橋について ③市長の説明要旨について	6
4	西尾 祐佐	①教育行政について ②公共施設の指定管理について ③行政事務について	7
5	川村 真生	①教育行政 ②睡眠教育 ③産業振興	8
6	鳥谷 恵生	①市長の市政方針	9
7	前田 和哉	①消防の広域化 ②地域防災力の強化 ③健康推進対策支援 ④高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	10
8	松浦 伸	①眠育について ②誰もが安心して暮らせる地域医療を ③鳥獣被害対策について	11
9	廣瀬 正明	①地域猫活動について ②四万十川の保全について	12
10	川村 一朗	①西土佐分校への市としての支援について ②西土佐診療所の存続を ③集会所の維持、運営費用について	13
11	大西 友亮	①買い物難民について ②文化センター跡地利用について ③不登校について	14
12	寺尾 真吾	①市長の政治姿勢 ②学校給食 ③介護支援専門員の負担軽減	15
13	上岡 真一	①市長の政治姿勢について ②教育長の教育行政について	16

◆一般質問は12月9日（火）、10日（水）、11日（木）の3日間行われました。





\* 睡眠が変われば子どもが変わる

## 堺市に睡眠教育を視察して

### \* 資格確認書について

マイナ保険証を持っていない人には、申請なく資格確認書を交付

#### \* 税の滞納と生活支援の取組について

## いの町の取組に学ぶ

質問 堺市の眠育の取組についてどう評価しているのか

答弁 集中力や注意力の低下や学習意欲の減退が生じ、授業への理解や学力にも影響することが知られている。睡眠の乱れは情緒の不安定、イライラなど心の健康にも影響をおよぼし、さらに免疫力の低下など体の健康にも影響がある。

堺市の取組でも不登校や体調不良の背景に睡眠リズムの乱れが関係していることが確認されてい

質問 子どもの成長には、身体だけでなく感情のコントロールや他人との関係づくりなど生活の基礎能力が必要であり、睡眠と深く結びついている。子どもの睡眠不足の影響について聞く

## 睡眠教育について

教育と医療が連携し、生活リズムや睡眠習慣の改善を通じて生徒指導上の課題解消につなげている点が大きな特徴だ。

実際に不登校の減少や授業中の集中力向上などを、成果が報告されており大変参考になる取組である。

## 健康保険証について

**質問** 令和8年3月までは暫定的に従来の保険証（期限が切れた保険証）が使えるという認識でよい

答弁 オンラインで資格確認等を行うことで、暫定的に対応して差し支えないとされている。

質問 滞納には多様な背景  
が在り、徴収強化ではなく  
く必要な支援につなげる  
ことが重要だ。  
生活状況やその背景の  
把握はどう取り組んでき  
たのか

## 税の滞納と生活支援

これまで以上に納税相談に来ていただけるような手立てを考え、関係機関につなぐケースを増やしていくければよいと考えている。

答弁 マイナ保険証を持つてない方には申請の必要なく資格確認書を交付しており、マイナ保険証を持つている方でも、事情がある方には申請により資格確認書を交付して

答弁 催告の段階で、分割納付といつた納税者の生活の実態を考慮した対応をしているが、家庭の状況まで踏み込んだ聞き取りまでには至っていない。

質問 いの町では、住民の困りごとを把握して必要な支援につなぐ入口としてとらえている。

滞納の整理を、生活の再建・債務の整理としてとらえるやり方について、どう評価しているのか

# 防災について 大学誘致の検証について 保育行政について



川渕  
誠  
司議員



具同ヤンマ橋

**質問** 具同ヤンマ橋付近の排水についての要望は、これまでにいつ、どこから上がっているのか

**答弁** 令和6年度と7年度に、田黒1区から提出されている。

## 防災について



↑一般質問の動画はこちらで見られます。

**質問** 重要な会議での記録が不存在であるケースがいくつか見られる。本市

**答弁** 市民の大切な税金は絶対に間違った使い方をしてはならないが、事業によっては同時進行でいかなければならぬケースもあると考える。

**質問** 最大の教訓は、認可が得られない事業には公金を支出しないことであると考へるが、市長の見解は

**答弁** 地元とのコミュニケーションを工夫していくことで、事業効果の検証や事業を進めるプロセスを工夫していくことであると考へる。

**質問** 大学誘致は失敗したが、市長はこの事業から何を教訓とすべきと考えるのか

## 大学誘致の検証について

**質問** 直し、「公文書等の管理に関する法律」の趣旨に則った条例を制定すべきではないか

**答弁** 市の意思決定に係る過程や事務作業の実績を合理的に後付け、事後に検証できるようにする文書は作成しなければならない。「文書管理規程」を改正し、国の「法律」と同様の趣旨の文言を盛り込むことで、まずは運用したいと考える。

**質問** 現在、係争中である。裁判で真実が明らかになると考へており、その考へはない。

**質問** 大学誘致断念の通知文書に、法人の執拗な要請に屈して真実でない文言を記載したことは、公文書の信頼を搖るがためて重大な問題と考えるが、市長の認識を問う

**答弁** 当時の事務処理や記録がないといった部分は、きつちり反省すべき点であると考える。

**質問** 保育行政について

**答弁** 3つの保育所には複数の保育所を掛け持つ職員も含まれ、常時勤務者は30人ではなく15名程度である。退職予定者が一定数あり、あとは配置転換で対応が可能と見込んでいる。

**質問** 大学誘致に関して、未だ不明な点が残る。第三者委員会を立ち上げて検証すべきではないか



## 完成後 100 年の赤鉄橋について 大学誘致失敗に伴う諸課題

(補助金返還・損害賠償請求事件)について



↑一般質問の動画はこちらで見られます。

**質問** 赤鉄橋の架け替えには、様々な諸課題がありますが、国・県・市で勉強会も令和4年から開いており、速やかに問題点を整理し、国・県に要望、陳情をするべきではない

**答弁** 現在県において、橋脚の耐震補強工事を実施しており、最大クラスの地震が発生した場合でも、橋が落橋するなどの致命的な損傷を防ぐ性能は確保されていると聞いております。引き続き安全性の状況を注視しながら、市民の命を守るという事を最優先して参ります。

**質問** 大正15年に完成し、本年で節目の100年にあります。近い将来想定されている南海トラフ地震が起きた時、赤鉄橋は大丈夫なのか? 市長にお伺いします

## 完成後 100 年の 赤鉄橋について

**答弁** 色々な課題を整理した上で、要望していかなければならぬと考えております。ただ、整理もしなくて要望するというのは、難しいと思つております。課題を整理した上で、しつかりと準備して要望していきます。



**質問** 訴訟の内容について  
大学誘致失敗に伴う諸課題(補助金返還・損害賠償請求事件)についてお聞きます。大学誘致

**質問** 大学誘致断念の記者会見で、前市長の発言は、損害賠償訴訟はしないと言ふうに言明しました。この事は府内の合意があつたのか? その時の市長の思いで言つたのか? 教えてください

**答弁** 関係各課長等と、再チャレンジする場合の条件についてなどの協議はしております。断念の判断を行うにあたつての政策会議の開催はしております。

**質問** 前市長は、記者会見で損害賠償訴訟は起こさないと言明しましたが、任期の切れる1日前に訴訟を起こした。どのような経過があつたのか教えてください

**質問** 前市長の発言は、府内協議において合意形成を図つたものではなく、記者からの質問に對して、独自の考え方の下、私は今のところ考えておりませんと発言したものでございます。

**質問** 大学誘致失敗に伴う諸課題(補助金返還・損害賠償請求事件)についてお聞きます。大学誘致

**答弁** 大学誘致断念後、まず学校法人への補助金の協議を行い、令和5年度から約1年間令和5年度から約1年間補助金返還命令をおこなつたが、法人からの返還は無かつたという事。また、大学誘致に関連して支出した工事費等の市投じた経費について、弁護士との協議を重ねた結果、損害賠償として訴訟を提起するという結論に至つた。



# 教育行政について 教員の働き方改革について 公共施設の指定管理について 行政事務について



↑一般質問の動画はこちらで見られます。

## 教育行政について

**質問** 近年、物価高騰の影響により宿泊費やバス借り上げ料などかなり高くなり保護者の負担が増している。中学校の文化及び体育大会補助金の補助増額についての考え方を問う

**答弁** 補助率の拡大になると、さらなる財源の確保が必要となる。補助内容については実情を踏まえた見直しが必要であると考えている。

## 教員の働き方改革について

**質問** 教育長が考えている働き方改革や今後の取組について問う

**答弁** 市が運行を委託する形であれば可能であると考えるが、制度設計は検討する必要がある。

## 市を作る財団や事業団、地域の団体や事業者について

**答弁** 働き方改革も十分盛り込まれるであろう2030年の新しい学習指導要領の実施に向けて、国の方針性に本市もいち早く取り組んでいくべきだ

と思っている。また現状は、教員の配置定数の改善や標準授業時数の見直しなど、国や県の動きを早めていく。また力スハラ防止の取組も進めていけばとを考えている。

## 公共施設の指定管理について

**質問** しまんとぴあの指定管理についての現在の評価、課題や改善点を問う

**答弁** 質量ともに、直営時代を上回る事業が実施されていると判断している。市の生涯学習活動の振興推進へ貢献している。



**質問** 等がしまんとぴあを管理できるのが望ましいと思っているが、市の考えや次回公募の予定を問う

**答弁** 市の主導による文化振興事業団等の立ち上げについては考えていな。公募については初回同様、提案型による一般公募を行う予定としている。

## 郷土博物館について

**質問** 郷土博物館について、指定管理を含めた今後の運営について問う

**答弁** 当面は現状の運営体制を維持しつつ、継続して指定管理については検討していく。

**答弁** 答弁なし。

**質問** 川渉議員への答弁では条例制定を否定せず、文書管理規程の見直しを図っていくとのことでした。将来にわたる行政の透明性を確保し、結果として執行部自身を不必要な疑義から守る盾にもなり、法的安定性を高めるという観点から、条例制定を検討してはどうか。

**質問** 事実を鑑みてきちんと整備していく必要性があると考えている。

**質問** 大学誘致に関連した各種やり取りの経過を確認していく中で、公文書等の管理体制の強化の必要性を感じるが見解を問う

## 行政事務について

**質問** 川渉議員への答弁では条例制定を否定せず、文書管理規程の見直しを図っていくとのことでした。将来にわたる行政の透明性を確保し、結果として執行部自身を不必要な疑義から守る盾にもなり、法的安定性を高めるという観点から、条例制定を検討してはどうか。

**質問** 事実を鑑みてきちんと整備していく必要性があると考えている。

**質問** 大学誘致に関連した各種やり取りの経過を確認していく中で、公文書等の管理体制の強化の必要性を感じるが見解を問う



## 小1 プロブレム解消に向けた指定学校の変更（特例措置の追加）

### 子供の発育に大きな影響を与える睡眠の教育



↑一般質問の動画はこちらで見られます。

## 小学校への校区外 入学の特例措置追 加の経緯と目的

質問

令和5年6月議会

で、教育環境を目的とした小学校への校区外入学の特例措置追加について質問したが、その後どのような検討を行った上で、今回の特例措置の追加に至った経緯とその目的は

答弁 今回校区外入学の特例措置の追加を行った経緯と目的は、今年度から3年間、高知県教育委員会から保幼小中連携モデル地域実践研究事業の指定を受けており、保育所等の年長から小学校1年までの架け橋期、小学校6年から中学校1年までのりしろ期の取組を充実させ、校種間ギャップを軽減するものである。この架け橋期のギャップを少しでも軽減するため、来年度以降就学する児童に対して、区域指定のない保育所等からその

## 公立保育所での睡 眠教育の取組状況

質問

保育士が子供に対して睡眠の大切さをどのように教えているのか

答弁 公立保育所において睡眠の取組としては、生

## 公立保育所での睡 眠教育の取組状況

四十万市指定学校の変更及び区域外就学の許可に関する事務取扱要領

No.	事由	許可基準	対象学年	許可期間	添付書類
12	保育所等のある通学区域の学校に就学する場合	通学区域外の保育所等に通園している場合で、卒園後も引き続き当該保育所等のある通学区域の小学校に就学する場合	小学校1年生	卒業まで	保育所等の在籍証明など

### 指定学校の変更

校区の小学校へ就学できることの大切さだけではなく、寝られない場合でも、区域外就学を許可する基準を追加したものである。

おり、保育士からは寝ることの大切さだけではなく、寝られない場合でも体を休めることの大切さを教えている。

質問 睡眠教育に特化したような独自の取組を行っているか

答弁 本市では「みんなで育てるしまんとちるどれん（通称しまんとちるど）」という子供たちの育成目標及びカリキュラムを定め、育てるしまんとちるどれん（通称しまんとちるど）としており、この中で、適切な生活リズムを整えることは、保育所だけではなく小学校・中学校以降においても大事な取組だという認識を持った上で、保育所でも小中学校と連携して取り組んでいる。

質問 小1 プロブレムの課題解決に向けては、特に年長から小学校に上がるタイミングが1番大切だと考える。睡眠不足による不登校及び予備軍の事前防止の観点からも、子供への影響が大きい保護者の意識



しまんとちるどれん

答弁 小1 プロブレムの解決に向けた取組としてどのような取組がこの校区では望まれるのかと、この校区や小中学校が真剣に話し合いをし、進めているところであり、堺市の考え方でも一つの解決方法の手段と考えられるため、架け橋期の取組の中に今回得られた新しい知識をどのように取り入れていくのか、関係課と協議検討を行っていきたい。

が変わることが大切であるため、公立保育所の年長組保護者を対象とする、大阪府堺市モデルを参考にした独自の睡眠教育を推進する必要性について本市の見解は

国との連携について  
交流人口・関係人口について  
自治体DXの推進について  
地方公務員の副業解禁について



鳥谷 恵生議員



↑一般質問の動画はこちらで見られます。

## 国との連携について

質問 高市新内閣の「責任ある積極財政」の下、自治体支援に何を期待しておられるか。また17の重点投資分野で本市と親和性

が高い項目は

コワーキングスペースは、フリーランスや出張者、学生等が交流し、新たなコミュニティを形成する場として重要である。

また、ワーケーション誘致は、都市部の企業か

答弁 東京都港区との連携や、私自身の東京でのI.T事業経験・人脈を活かし、積極的にトップセールスを行っていく。

質問　国や県の規制緩和を受け、地域の人手不足解消やスキル向上のため、本市でも副業を解禁すべきと思うが市長の考えは

## 自治体DXの推進について

**質問** 市長が目指すDXの理想像と、デジタル人材の活用方針は

答弁 業務効率化により、限られた人員でも市民サービスを維持・向上させる「スマートオフィス」の実現を目指している。人材活用については、職員の研修に加え、専門業者等と連携して、特定の職員に依存する属人化りスクを回避し、安定的で継続的な運用体制を構築する。

答弁 地域貢献や知見の還元といったメリットは理解しており、前向きに捉えている。しかし、現在は府内での残業も多く発生している状況。職務専念義務や職員の健康管理、なにより職員が自らの意思で取り組むものであることが大前提となるため、まずはDX等による業務効率化を進め、個別の申請内容や勤務状況を十分に精査した上で判断したい。



# 地方公務員の副業 解禁について

合弁 ICT 技術の普及により、場所を選ばない働き方が一般化している。 キングスペース整備を掲げている。その意義と全体ビジョン、今後のスケジュールは

## 交流人口・関係人口 について

合併 人口減少や地域力低下の解決に向け、重点分野のうち「フードテック」や「DX推進」等の技術革新の地方実装への支援を期待する。当面は物価高騰対策への確実な支援策を求めて、国の成長戦略等を注視し要望を整理していく。

## 質問 具体的なスケジュー ルは

は、既存の施設を最小限の形で活用し、多くの人が利用しやすい環境を整える方針である。

**答弁** 令和7年度は先進事例の情報収集を行つてい  
る。令和8年度に二一ズ  
調査や候補地選定を含む  
基本計画を策定し、令和  
9年度から環境整備に着  
手する予定である。



## 県下消防の広域化 能登半島地震を踏まえた防災力の強化 RSウイルス予防接種について 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

### 広域化による本市の状況

質問 職員数減少などによる消防サービスの低下はないか

答弁 広域本部への派遣により職員減は生じるが、役割分担など業務の効率化を図り、サービス低下に繋がらないよう持続可能な体制を整えるのが県の方針。今後も慎重な議論が必要。

質問 指令システム、デジタル無線の共同化による削減は

答弁 試算では、単独整備6億7千万円に対し共同整備3億8千万円と約2億9千万円の節減が期待できる。



### 消防団を中心とした防災力強化

質問 高知市のような赤バイ隊を創設できないか

答弁 安全確保や運転技術を有する団員の育成、保管場所など、多くの課題について実現可能か協議する。

### 市長の総合的な御見解を

答弁 来年度以降の任意協議会において、給与や処遇、規模災害対応など、需要は益々増大する。

本市に係かる負担を勘案しながら議論を深めたい。

### バックホーなどの重機隊の編制は

答弁 建設協会と災害時の応急活動に関して協定を結んでおり、協力人員や重機の数などの確認を含め、実効性のあるものとする。

### 重篤化しやすい乳幼児の対策は

質問 母子免疫ワクチン接種について

答弁 令和7年度出生児に期接種となる。妊婦が接種することで抗体が胎児に移行し生後早期から子供を守るもの。

質問 令和7年度出生児には制度の空白が生じる。須崎市や徳島県鳴門市が製薬会社と連携し行つて、乳幼児に対する抗体製剤を接種できないか

答弁 直接抗体を接種して免疫をつけるものでワクチンとは異なる。現在、国は定期接種化に向け議論を進めている。

質問 ハイリスクアプローチの課題と実効性は

答弁 健康状態不明者への対応や重症化予防などを実施しているが、低栄養や口腔への対応が限定的なため、実施方法などを改善を進めたい。

質問 「通いの場」に、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士など多職種も加わる健康づくりを実践でききないか



### 坂出市の取組を本市に

一方で、製薬会社から同じモデルを実施可能と確認している。国の動向を注視するとともに、詳細な情報を収集し、本市でも実施可能か判断したい。



↑一般質問の動画はこちらで見られます。

# 眠育について 誰もが安心して暮らせる地域医療を 鳥獣被害対策について



松浦 伸議員



↑一般質問の動画はこちらで見られます。

## 睡眠教育の継続的な取組強化を

質問 中学校の不登校状況、要因について問う

答弁 令和6年度の不登校生徒数は52人で、千人当たりの不登校生徒数は77・4人。

質問 教育民生常任委員会で視察した、大阪府堺市の睡眠教育の内容等も取り入れて取組強化をお願いする

答弁 不登校生徒の増加は本市の教育課題の一つとなつており、この課題解決を目指し睡眠や生活リズムの改善を図る堺市の眠育の取組は、本市にとっても非常に参考になるものと考える。

既存の取組に堺市の事

## 西土佐地域の医療状況について

質問 西土佐診療所の状況について問う

答弁 11月から1人体制となつたので、10月と11月の診療状況を比較すると

外來診療患者数は10月は63人、11月は48人、12月は48人。

質問 入院患者数は入退院の延べ人数で、10月は12人、11月は4人。

答弁 急な発熱等の症状にも対応したいが、予約患者でほぼ毎日埋まっている状況で、やむを得ず他の医療機関を案内する場合がある。

例のようないい、新たな視点も取入れ、関係課と協議をしながら充実した内容になるよう取り組んでいただきたい。

質問 奥屋内へき地出張診療所が廃止される。大宮出張診療所や口屋内出張診療所の現状は

答弁 令和7年1月から西土佐診療所体制の維持を最優先とし、その二つの出張診療所も休所している。

質問 患者輸送車での送迎状況を問う

答弁 大宮方面からは毎週火曜日、口屋内、奥屋内方面からは毎週水曜日に西土佐診療所への患者輸送車を運行しており、両方面とも平均3名程度。

質問 送迎は続けていくのか

答弁 地域の人口減少や、ニーズにもよるが、今のところ継続していく予定。

質問 西土佐診療所の在り方について、現在は医師1名体制だが、医師2名体制を目指すのかを考える。

答弁 医師の確保については、入院病棟を有しているという状況も考え、2人体制が望ましいと考えている。

答弁 医師確保に向けて動いてはいるが、現状、大変厳しい状況が続いている。医師確保の見通しが立っていない。





## よりよい環境を目指して！



↑一般質問の動画はこちらで見られます。

目標額には届かず、十分な広報活動ができたかといえば反省点もある。目標額には届かず、十分な広報活動ができたかといえれば反省点もある。

本年4月から6月にかけてクラウドファンディングを実施し、広報誌、HP、SNS、ラジオ出演、ポスターの掲示を行い、多くの皆さんにご寄付を頂き感謝している。

まずは、手術費用の支払いが、補助額分を除いた負担で済むよう次年度に向けて準備をしている。

放置すれば四万十川の景観、生態系にも悪影響を及ぼすアレチウリの駆除についてのお考えは？

本年4月から6月にかけてクラウドファンディングを実施し、広報誌、HP、SNS、ラジオ出演、ポスターの掲示を行い、多くの皆さんにご寄付を頂き感謝している。

本年4月から6月にかけてクラウドファンディングを実施し、広報誌、HP、SNS、ラジオ出演、ポスターの掲示を行い、多くの皆さんにご寄付を頂き感謝している。

まずは、手術費用の支払いが、補助額分を除いた負担で済むよう次年度に向けて準備をしている。

放置すれば四万十川の景観、生態系にも悪影響を及ぼすアレチウリの駆除についてのお考えは？



繁茂するアレチウリ

地域猫活動の不妊去勢手術の費用は、補助されるようになつたが、墮胎費用や感染症の対応になつている地区がある。これらの地区への対応は？

### 特定外来生物の駆除について

最後の質問です。四万十川がこれまでの四万十川であり続けられるよう努力していただけますか？

河川の増水等で下流域への繁殖地の拡大が懸念されるため、新たな繁殖地の早期発見に努め適切な時期に駆除を行っていただきたい。

地域猫活動の補助金についての質問



市民の方から、クラウドファンディングの広報が不十分、ポスターが目立たない等のご意見を頂いた。このことについてのお考えは？

### 地域猫活動の補助金について

次年度も財源確保のため取組を計画しており、成功事例の情報収集を行い、参考として取組につなげていきたい。

### 地域猫活動に係るクラウドファンディングについて

今後の取組についてのお考えは？

地域猫活動についてしつかりと準備をして、努めていきたい。

最後に、市長のお考えは？

9月下旬の情報提供を受け現地確認を行い、10月中旬に駆除を試みたが困難を極め、この時期の駆除は効果が薄いと判断し一部を取り除いた程度で終了している。

### 四万十川の景観保全について

今後、どのような考えで保全を行つて行くのか？

本市では、景観計画をしつかりと策定して進めおり、回廊地区を最重要区域と位置づけ、四十万川らしい風景と環境を守つていく。

### 特定外来生物の駆除について

重点的に取り組むべきととらえており根絶に向けて取組を続けてまいりたい。

河川の増水等で下流域への繁殖地の拡大が懸念されるため、新たな繁殖地の早期発見に努め適切な時期に駆除を行っていただきたい。

# 西土佐分校存続・入学生への支援を! 西土佐診療所の医師2名体制維持を! 地区集会所の運営費への支援について



川村  
一朗議員



分校寄宿舎

答弁 西土佐分校は県の管轄であるが、市としても若者住宅で支援している。新たに現在の若者住宅と同程度（12名）の規模の建物を計画しており、12月時点で測量図面が完成した段階だ。

質問 地域みらい留学を受けて、西土佐分校に本年度は15名入学。分校の存続を願う中で、県外から多くの入学生はありがたい。今後、同等数の入学生があれば、その居住場所の確保は

↑一般質問の動画はこちらで見られます。

## 西土佐分校について

答弁 調理員は学校が雇用しており、生徒30名までは1名で対応できるとのこと。調理器具の改善は実施している。

質問 生徒増に伴って、調理員の負担増も心配される。調理員は地元の住民が請け負うことがあり、待遇改善の見通しは

答弁 寄宿舎と若者住宅の生徒の食事は朝昼晩の3食を寄宿舎でとつていい。県の管轄であり、市として支援していることはない。

質問 居住場所の確保と共に、生徒増に対応する食事の確保は

答弁 地方経済生活環境創生交付金や、過疎債、人口減少対策総合交付金等を活用することによって、全体の経費を100とした場合、本市負担は7%程度と予定している。

質問 新たな住宅建築に伴う経費について、国や県、本市の負担割合は

## 西土佐診療所について

答弁 現在大変な状況ではあるが、急病や車での移動が困難な場合には受け入れるように努めている。

質問 地域唯一の病院であり、入院体制の維持が必要。そのためには医師2名体制が急務。全力で対応を

答弁 現在の西土佐診療所は新たな患者は診ない、西土佐診療所をかかりつけ医としている人しか診ないとしているが、急病の場合に診てもらえないのか

答弁 県内の病院から主に土日曜日に支援して頂いている。

質問 1名の医師が辞められた後、常駐は1名。現在、他の病院等からの支援体制は

の確保の見通しはついていないが、全力で取り組む。



## 集会所の運営費用について

答弁 市のふるさと暮らし支援事業補助金を活用頂き、地区主体で建築・運用していただきたい。

質問 今後の集会所運営費についての見通しは

答弁 県の補助事業を活用するため市が建築した施設や、集会所以外の目的で建築したものその用途を終了した施設を地区へ無料で貸付けている。



# 買い物難民の現状把握と認識について 文化センター跡地利用について 不登校について



↑一般質問の動画はこちらで見られます。

## 買い物難民の現状把握と認識について

おこなっていく。

質問 色々な団体から跡地利用について市に要望が届いていると思うが、市としてどの様にまとめるのか、市民参加の検討をするのか伺う



質問 四十万市内にどの程度の買い物難民が存在するかと認識しているのか

答弁 現在資料は持ち合っていないが、次期総合計画策定にあたり実施した市民意識等基礎調査で意見の数は集計出来ると考える。

## 文化センター跡地利用について

質問 旧文化センター跡地は、中心市街地における大きな公有地であり、またづくりの将来を左右する極めて重要な土地であると考へる。

質問 買い物難民問題は、自治体で解決できる範疇を超えており、国レベルでの制度設計と財政支援なくして、根本的な解決は望めない。

答弁 国に対して要望活動を展開していくべきではないか

質問 旧文化センター跡地は、中心市街地における大きな公有地であり、またづくりの将来を左右する極めて重要な土地であると考へる。

質問 買い物難民の課題については、人口減少が進む多くの地域に共通する課題であると認識している。

答弁 地域の買い物環境を守る為の財政措置、支援制度等について、高知県市長会等を通じて、要望を

質問 高知県全体の傾向を踏まえ、四十万市として不登校問題への認識と具体的な対策について伺う

答弁 必要であればワーキンググループ的なものを設立することも考えていく

質問 不登校の未然防止から早期支援、そして多様な学びの場の確保まで、市としての施策についてどの様に考えているか伺う

質問 不登校の背景には学習面のつまずき、心の不調、対人関係、生活リズムの乱れ等複合的な要因が関係しており、こうした課題は学校だけでは解決出来るものではなく、家庭や地域、関係機関との連携をこれまで以上に強化する必要がある。

質問 本市全体の発展を考える中でも、非常に重要な場所と認識している。現在具体的にいつまでに何を作るといった所までは決まっていない。

質問 様々な意見を聞きながら検討していきたい。

それぞれの実態を把握し、個に応じた学習支援、相談体制の充実を進めると共に、組織的な支援強化に取り組んでいく。

質問 不登校の未然防止から早期支援、そして多様な学びの場の確保まで、市としての施策についてどの様に考えているか伺う

質問 四十万市では、県から保幼小中連携モデル地域実践研究事業として3年間の指定事業を受けており、新規不登校を抑える事にも繋がると考えている。

# 市長の働き方 職員の働き方 家計支援策 学校給食の見直し ケアマネの負担軽減



寺尾  
真吾  
議員



↑一般質問の動画はこちらで見られます。

## 市長の働き方

質問 「時間の取れない市長」と言われ、過密日程・勉強熱心という他己評価

答弁 がある。自己評価は

就任7ヶ月、真摯に取り組んでいる。課題は多岐に渡る日程にて、職員との十分な時間が取りづらい。なにより、私の政策を練り上げる時間が十分に取れない。だが、1年間一通り経験するまで姿勢変えず、全力を尽くし、政策を前へ。

## 市長公式SNS

質問 市長活動に関心が高まっている。日々の活動、政策などを伝える発信強化は市民一丸となつた取組につながり、ともに成長する機会ともなる

答弁 市長公式アカウントを検討。

## 職員の働き方

質問 職員の働き方への思

答弁 職務を理解し、やるべきことの明確化が職員には重要。仕事を「こなす」ではなく、1つ1つの仕事をどう改善すればよいか、何のためやつているか。を考え理解し、仕事をすれば視野が広がり、連携もできだす。個々の力を最大限発揮してほしい。

## 職員の過重労働

質問 現状認識は

答弁 事務量は増加傾向。

一部では時間外が常態化、負担が生じ、解決すべき課題が山積。休職者数はR5年度は19人、R6年度は26人。

## 家計支援

質問 家計支援へ国交付金の有効活用を。また、2027年末までに蛍光灯の製造が終了。計画的なLEDへの切替が将来負担を軽減する。切替支援

答弁 切替支援も含め、効果的な支援策を検討。

## 学校給食の見直しは必要

質問 無・減農薬産物の割合は

答弁 無・減農薬は米100%、野菜は価格ベースで6・3%

## ケアマネの負担軽減

質問 に無・減農薬含め地域産物を使用した給食に取り組むことができる。要領で制限を多くかけないよう

答弁 要領の存在目的を踏まえつつ、実際の取扱や手続きの在り方を法の趣旨に沿い、柔軟かつ教育的効果を損なわないよう、見直しを検討する必要がある。学校給食法第2条の目標を中心据え、より良い学校給食の実現に向け取り組む。

質問 シャドー・ワーク解消への取組は

答弁 ケアマネの役割・業務の理解に繋がるチラシの作成。また、地域包括支援センターなどとの連携強化。さらに、救急搬送時のケアマネの役割について、医療機関と話合いの場を設けるなど行

質問 休職者率はR5年度で3・4%、R6年度で4・66%。潜在予備軍を含め高ストレスを抱える職員は多い。改善を求める

質問 農家より「なぜ特定農産物を優先するのか」という疑問をいただき調査。優先規定のある内規と現実に乖離がある。学校給食法の第1、2、3条や栄養教諭の下、十分10

質問 ケアマネの役割・業務の理解に繋がるチラシの作成。また、地域包括支援センターなどとの連携強化。さらに、救急搬送時のケアマネの役割について、医療機関と話合いの場を設けるなど行



↑一般質問の動画はこちらで見られます。

## 市長の政治姿勢 教育長の教育行政

定住対策として四  
万十川のナンバー  
プレート導入を

質問

静岡県富士宮市に訪れた時、車のナンバーープレートが、静岡ではなく富士山であった。地域の振興や観光促進、地域の一体感の醸成を目的とした、ご当地ナンバープレートが90%位の割合で走っていた。本市も高知ではなく四万十川のナンバーープレート導入を検討して、地域の一体感の醸成を目指し、定住対策に生かすべきではないか

答弁

本市として単独で申請する場合、登録自動車10万台以上で登録自動車と軽自動車を合わせて17万台以上の台数が必要である。本市の登録自動車数は1万1791台で、軽自動車を合わせても3万140台といった状況でハードルが高い。

ネーミングライツ  
の導入を



質問

静岡や観光促進、地域の一体感の醸成を目的とした、ご当地ナンバープレートが90%位の割合で走っていた。本市も高知ではなく四万十川のナンバーープレート導入を検討して、地域の一体感の醸成を目指し、定住対策に生かすべきではないか

答弁

他市でネーミングライツを導入し、公共施設等に愛称を命名する権利を有し、愛称使用料を一般会計に歳入しているが、本市も施設の維持管理費等に充てるよう、パートナーを募るべきではないか

質問

静岡や観光促進、地域の一体感の醸成を目指し、定住対策に生かすべきではないか

よる地域活性化などが期待でき、有益なものであると考え、導入の検討をして行きたい。

国旗・校旗・市旗について

質問

本市の小中学校の教育活動の中で、

国旗

（日本を愛する心）

校旗

（母校を愛する心）

市旗

（郷土を愛する心）

を育成するためにも、3つの旗を日々掲揚すべき

と思うが

国旗・校旗・市旗の掲揚は、式典の慣例として妥当であると認識しているが、これを常時掲揚として統一する場合には、設備の改修や維持管理、更には学校現場の運用負担など、整理すべき課題が多くあるため、常時掲揚の導入の可否について、学園の意見、設備状況、費用面を踏まえている。

答弁

国旗・校旗・市旗の掲揚は、式典の慣例として妥当であると認識しているが、これを常時掲揚として統一する場合には、設備の改修や維持管理、更には学校現場の運用負担など、整理すべき課題が多くあるため、常時掲揚の導入の可否について、学園の意見、設

具同小学校の新築  
移転について

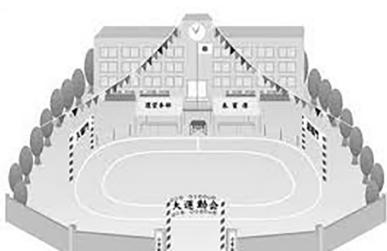
質問

具同小学校は築46年

となる校舎や体育館の老朽化は深刻である。全校生徒の約400人が学ぶ環境としては最悪である

と思うが、早期に新築移転を計画し実行すべきではないか

校舎や体育館の老朽化は深刻である。全校生徒の約400人が学ぶ環境としては最悪であると思うが、早期に新築移転を計画し実行すべきではないか



## 委員会報告（開会中委員会）

### 総務常任委員会

12月15日に開会中の委員会を開催、付託を受けた議案11件を審査

「第11号議案 四十万市議会議員及び四十市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例」について、選挙管理委員会事務局から説明を受け、審査を行いました。これまで市議会議員及び市長選挙における選挙運動用ポスターの作成のみを公費負担の対象としていたが、これに加え、「選挙運動用自動車の使用」及び「選挙運動用ビルの作成」に関する経費についても公費負担とするため、新たに条例を制定するものとの説明がございました。審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第17号議案 四十万市生活交通バス事業に関する条例の一部を改正する条例」について、企画広報課から説明を受け、審査を行いました。四十市デマンド交通の八束線については、停留所及び定められた運行経路上でしか乗り降りできない運行となつていて、他のデマンド交通運行地域と同様に、自宅付近までの送迎を可能とする区域運行に改めるもの、また奥屋内へき地出張所の廃止に伴い当条例に記載されている奥屋内へき地出張診療所の文言を削除するものとの説明がございました。審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第24号議案 宿毛市及び土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」、「第25号議案 宿毛市及び大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」、「第26号議案 宿毛市及び三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」、「第27号議案 宿毛市及び黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」の4議案について、企画広報課から説明を受け、審査を行いました。四十万市と宿毛市を中心市として、圏域内の人団体を促進するため、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を大きな三つの柱とする協定を締結して事業を推進しているところだが、今回、生活機能の強化の中の産業振興の取組分野に「新食肉センターを核とする畜産振興と雇用の場の維持・拡大」を追加するものとの説明がございました。委員から畜産業が今後も強化されることに、地域内にはあり、圏域内で取り組むことで、地域全体での定住促進や雇用創出につなげていく趣旨であるとの答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第29号議案 公の施設の指定管理者の指定について」、地震防災課から説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第29号議案 公の施設の指定管理者の指定について」、地震防災課から説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第29号議案 公の施設の指定管理者の指定について」、地震防災課から説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第14号議案 四十万市行政組織条例の一部を改正する条例」について、総務課から説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第14号議案 四十万市行政組織条例の一部を改正する条例」について、総務課から説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、適当と認め、全会一致でそれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第28号議案 辺地総合整備計画を定めることについて」、財政課から説明を受け、審査を行いました。

次に、「第28号議案 辺地総合整備計画を定めることについて」、財政課から説明を受け、審査を行いました。

令和2年12月議会において承認を受け策定した、現在の辺地総合整備計画が今年度末をもつて終了となるが、辺地地域の生活水準の向上を図るために継続して公共施設整備を行

次に、「第24号議案 宿毛市及び土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」、「第25号議案 宿毛市及び大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」、「第26号議案 宿毛市及び三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」、「第27号議案 宿毛市及び黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」の4議案について、企画広報課から説明を受け、審査を行いました。四十万市と宿毛市を中心市として、圏域内の人団体を促進するため、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を大きな三つの柱とする協定を締結して事業を推進しているところだが、今回、生活機能の強化の中の産業振興の取組分野に「新食肉センターを核とする畜産振興と雇用の場の維持・拡大」を追加するものとの説明がございました。委員から畜産業が今後も強化されることに、地域内にはあり、圏域内で取り組むことで、地域全体での定住促進や雇用創出につなげていく趣旨であるとの答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第29号議案 公の施設の指定管理者の指定について」、地震防災課から説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第29号議案 公の施設の指定管理者の指定について」、地震防災課から説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第14号議案 四十万市行政組織条例の一部を改正する条例」について、総務課から説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第14号議案 四十万市行政組織条例の一部を改正する条例」について、総務課から説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、適当と認め、全会一致でそれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第28号議案 辺地総合整備計画を定めることについて」、財政課から説明を受け、審査を行いました。

次に、「第28号議案 辺地総合整備計画を定めることについて」、財政課から説明を受け、審査を行いました。

令和2年12月議会において承認を受け策定した、現在の辺地総合整備計画が今年度末をもつて終了となるが、辺地地域の生活水準の向上を図るために継続して公共施設整備を行

「ないかとの質疑があり、過去にも様々な議論があつたものだと考えるが、現在の社会情勢や諸課題を踏まえたうえで、より的確に対応できる府内組織を考慮して再編をするものであるとの答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第51号議案 四十万市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、総務課から説明を受け、審査を行いました。

令和7年の人事院勧告の趣旨に沿って、四十市一般職員の給与に関する条例等、関連する四つの条例について職員の給料表、期末勤勉手当等について、所要の改正を行うものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第52号議案 四十万市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び四十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について、総務課から説明を受け、審査を行いました。

令和7年の人事院勧告の趣旨に沿った、一般職員の期末勤勉手当の改正に伴い、市長・副市長・教育長及び市議会議員の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「改正する条例」について、農林水産課から説明を受け、審査を行いました。

たが、現在は隣接所有者がこの土地を取得し、市道としての独立した必要性がなくなったため、一旦市道を廃止し改めて認定させていただく内容になっている、とのことでございました。

委員から、この部分の水道管はどうなつて  
るのか、三の質疑が、執行部から、終

いのかとの質疑があり、執行部から、終点部分までは市で整備しており、今回の廃止に伴い申請者がこの部分の撤去を行う事前協議が終つて、この答申がございました。

語が整っているとの答弁がございました。審査の結果、適当と認め、全会一致で原案

のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、第22号議案 四十万市道路線の

定について」、まちづくり課から説明を受け、

審査を行いましたが、当該路線については、第21号議案で廃止し

たのち、終点部分の地番を変更して再認定するもの。

との協議では同意、了承をいただいている、

とのことでございました。審査の結果、適当と認め、全会一致で原案

のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第三百二十三号議案、四十万市道路線の三方面について、まちづくり課から説明を受け、

審査を行いました。

当該路線について、新たに計定するもので、宅地開発行為により、四万十市土地環境

保全条例に基づく届出協議を経て設置された路線で、四十市宅地開発要綱の規定により

築造された道路であることと、複数の宅地へ

の侵入路としての役割を担うことが見込まれること、開発事業者との間で必要

な手続きが整つていることなどにより認定の  
判断がなされる。三者、(1)登記者、(2)登記  
事務所、(3)登記権利者。

届出、協議書類、設計図、管理に関する同意手続の状況については、判斷をしたもの

書等の確認は済んでいる、とのことでござい

## 産業建設常任委員会

12月15日に開会中の委員会を開催、付託を受けた議案13件を審査

## 「第15号議案 四十万市と畜場条例の一部

ました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、「第33号議案」、「第34号議案」、「第35号議案」、「第36号議案」、「第37号議案」、「第38号議案」、「第39号議案」及び「第40号議案」の「公の施設の指定管理者の指定について」執行部からそれぞれ説明を受け、審査を行いました。

これは、各指定管理者の指定期間が令和8年3月末をもって満了となるため、その後の指定管理者を指定すること、また新たに公の施設を指定管理による管理運営に移行することに伴う指定管理者の指定について議会の議決を求めるもの、とのことでございました。「第38号議案」の新安並温泉スタンドの審査では、委員から、指定期間が3年で他の施設と期間が異なる理由は、との質疑があり、執行部から、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針において非公募で指定する場合は3年以内と定められているため、との答弁がございました。審査の結果、それぞれ適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

12月15日に開会中の委員会を開催、付託を受けた議案8件を審査

「第12号議案 四十万市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「第13号議案 四十万市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について、子育て支援課から説明を受け、審査を行いました。

乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも

通園制度」が令和8年度から全国で本格実施されるため、当市の保育施設でも実施できる

ようにな必要的事項を条例として定めるもので

ある。

第12号議案は保育所を認可する際の諸基準を定め、第13号議案はサービス提供者に市が給付費を支払う際の諸基準を定めるものである、とのことでございました。委員から負担額、利用可能時間について質疑があり、執行部から標準的な負担額は1時間あたり300円で、利用可能時間は1ヶ月あたり10時間を上限としている、との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第18号議案 四十万市四十万川の自然と風景を守り育む条例の一部を改正する条例」について、環境生活課から説明を受け、審査を行いました。

今回の改正は、四十万川景観計画の改定に伴い、当該条例に規定している建築物、工作物の撤去の届出や広告物の設置等の届出を削除するもの、とのことでございました。審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第19号議案 四十万市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例」について、健康推進課から説明を受け、審査を行いました。

今回の改正は、第3条に規定する委員会の組織について、高知県知事の派遣する医師と記載があるが、派遣ではなく、推薦となつているため、実務に合わせた改正を行うもの。また、予防接種健康被害調査委員会は、医学的な見地から調査を行うことを任務としていることから、幡多福祉保健所職員を医師が

任命されている幡多保健所長へ改めるもの、とのことでございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第20号議案 四十万市奥屋内へき地出張診療所設置条例を廃止する条例」について、西土佐診療所事務局から説明を受け、審査を行いました。

奥屋内へき地出張診療所について、地域住民の方々に対し説明会を開催し、廃止する方針であることをお伝えし、ご理解を得ることができましたので、今回設置条例を廃止するもの、とのことでございました。

委員から機材等はどうするのかとの質疑があり、執行部から使用できるものは西土佐診療所に移し、使用できないものは処分を検討している、との答弁がございました。審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第30号議案」、「第31号議案」及び「第32号議案」の「公の施設の指定管理者の指定について、執行部からそれぞれ説明を受け、審査を行いました。

これは、各指定管理者の指定期間が令和8年3月末をもって満了となるため、その後の指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるもの、とのことでございました。それぞれ審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

# 委員会報告 (行政視察)

## 総務常任委員会

10月6日から10月8日までの日程で、広島県内及び山口県内において行政視察を実施しました。

その他目に見えて得られた効果として、職員がデジタル化の成功体験を重ねることで更に業務改善が進んでいる、また市の公式し-ENの登録者数は増加傾向にあり、健康アプリの参加者の募集をしたところ、100名を超える応募があり、デジタル化のすそ野は市民の間にも確実にひろがっているという印象を持つている、との説明がありました。

次に、山口県岩国市におけるきづなパートナーサービスについて視察を行いました。岩国市の中山間地域にあるやましろ地域は、面積は岩国市の39%を占めているが、人口は3.2%でしかも、なおかつ高齢化率は50%を超えており、高齢化問題が深刻な地域課題となつていた。その地域課題をデジタルの活用

により解決するため、山口県の「やまぐちデジタル実装モデル創出業務」の採択を受けた「きづなパートナーサービス」事業を令和4年度から令和6年度までの3年間で実証実験を行い、今年度より実装を予定している。実証実験の結果、利用者の満足度も高く、介護事業所や診療所にも活用の幅が広がるなど想定以上の効果も感じている。事業推進には、社会福祉協議会や民生児童委員の協力が不可欠であった、との説明がありました。



## 山口県岩国市



広島県三原市

產業建設常任委員會

10月15日から10月17日までの日程で、岐阜県及び富山県内にて行政視察を実施しました

「宿泊税について」調査を行いました。

高山市の観光は、地域における雇用の確保や経済波及効果など、市内経済にとつて必要な不可欠な産業であり、今後持続可能な地域づくりを実現するためには、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のみづから全般に波及させていく必要があり、そのための財源として宿泊税を導入した、との説明がありました。

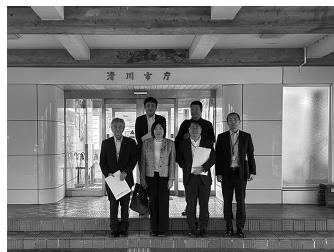
高山市宿泊税条例には、宿泊税の使途について明記されており、観光振興事業、環境保全事業、文化振興事業、危機管理事業、組織運営事業の5つの事業と、賦課徴収に要する市の経費や特別徴収義務者の支援に活用し、具体的な使途については、毎年度の予算編成の中で検討を行う、との説明がありました。翌10月16日には、富山県滑川市において「公民連携課・まちなか再生事業」について、富山県射水市においては「液状化の対応・対策について」調査を行いました。

滑川市での公民連携課については、先行き不透明な社会の中で、様々な知見や技術に熟知した民間事業者と対話を重ねながら、新しい市政を共創、実践し、持続可能で効果的な行政運営を進めることを目的として、設置された。まちなか再生事業については、市街地に住む人を増やし、市街地の賑わいづくりと良好な住環境整備を図るために平成20年度より実施しており、令和6年度より、中古住宅の改修にかかる費用も交付対象とする見直しを行った、との説明がありました。

射水市での液状化の対応・対策については、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による液状化の被害が集中していいた港町地区は、液状化が発生しやすい地盤条件にあり、能登半島地震と同程度の地震が今後発生した場合、再び液状化が生じる可能性があるため、公共施設と宅地との一体的な液状化対策を実施することになった。既存建築物を残したまま、効率的かつ効果的に公共施設と宅地とを一体的に実施できる「地下水位低下工法」の適用性を検討することを目的として、現在、実証実験を進めている、との説明がありました。事前の対策については、現状の技術では液状化が発生する場所は地震の震源地や規模などによって変動するため特定がしづらいこと。また、受益者負担の観点も現在協議中であり、維持費も掛かるために事前の対策は現では困難である、とお聞きしました。



岐阜県高山市



富山県滑川市

10月29日から10月31日までの日程で、香川県、和歌山県及び大阪府内において、行政視察を実施しました。

10月29日は、香川県坂出市で「高齢者保健・介護予防一体化事業のフレイル予防・オーラルフレイル対策」について調査を行いました。坂出市では、令和3年度から企画調整保健師を専任として1名配置し、KDB（国保データベース）システムを活用して、健診・医療・介護データを分析し、関係課と地域の健康課題を共有している。

具体的な取組の一つとして、フレイル予防・オーラルフレイル対策事業として「フレ！フレ！セルフケア講座」を開設し、体力測定、オーラルフレイル、骨粗しょう症、転倒予防等について、測定と講話をセットにし、より自分の健康に興味を持つてもらえるように取り組んでいる、との説明がありました。

次に、10月30日午前は、和歌山県橋本市にある「学校法人きのくに子どもの村学園」について調査を行いました。学校法人きのくに子どもの村学園では、3つの原則があり、1つ目は自己決定の原則として、学習計画や行



富山県射水市

### 教育民生常任委員会

10月29日から10月31日までの日程で、香川県、和歌山県及び大阪府内において、行政視察を実施しました。

10月29日は、香川県坂出市で「高齢者保健・介護予防一体化事業のフレイル予防・オーラルフレイル対策」について調査を行いました。坂出市では、令和3年度から企画調整保健師を専任として1名配置し、KDB（国保データベース）システムを活用して、健診・医療・介護データを分析し、関係課と地域の健康課題を共有している。

具体的な取組の一つとして、フレイル予防・オーラルフレイル対策事業として「フレ！フレ！セルフケア講座」を開設し、体力測定、オーラルフレイル、骨粗しょう症、転倒予防等について、測定と講話をセットにし、より自分の健康に興味を持つてもらえるように取り組んでいる、との説明がありました。

次に、10月30日午前は、和歌山県橋本市にある「学校法人きのくに子どもの村学園」について調査を行いました。学校法人きのくに子どもの村学園では、3つの原則があり、1つ目は自己決定の原則として、学習計画や行

実際の取組としては、学校では「眠育授業」を実施したり、睡眠や朝食を調査し、教員がここ最近の生徒の様子を見ながら、その調査結果も参考にして「眠育面談」を実施し、「良い眠りができる状態は不登校を予防・改善する基盤となる」と考え、新規の不登校を防ぐ取組として取り組まれていました。

次に、10月31日は大阪府枚方市で「書かない窓口」について調査を行いました。枚方市では、ワンストップ窓口として2つの取組をしており、1つ目は「待たせない」ために、受付予約制により、効率的な窓口運営をして

り、自分の入るクラスが選べる。2つ目は個性化の原則として、個性や個人差を尊重し、年齢が同じだからといって、同じことを同じ方法で、同じペースで、同じ答えに向かって学習するのではなく、広い範囲の様々な学習や活動が選べる。3つ目は体験学習の原則として、本やドリルの勉強よりも、実際に作ったり調べたりする活動が重視され、「プロジェクト」と呼ばれて時間割の半分を占めている。クラスはプロジェクトのテーマによって作られ、子どもは好きなところを選んで所属している、との説明がありました。

続いて、10月30日午後は、大阪府堺市で「眠育」について調査を行いました。眠育は1つの中学校からの取組から拡がったもので、その中学校の教諭が熊本大学名誉教授の協力を得て、不登校へのアプローチを、これまでの「心の支援」だけでなく、新たに「体の支援（睡眠・生体リズムの改善）」を取り入れたものである。

睡眠不足が免疫機能の低下を招くだけでなく、睡眠トラブルによる問題行動も見受けられることがわかっている。



香川県坂出市



和歌山県「学校法人きのくに子どもの村学園」



大阪府堺市



大阪府枚方市

いる。2つ目は「書かない」「回らない」ために窓口DXaaSの導入により、受付手順を効率化している。窓口DXaaSでは、手続きごとに職員向けのガイドを表示して受付をサポートしたり、手続きに必要な聞き取り項目を質問形式で表示する手続きナビゲーションで手続き漏れ防止が図れたり、手続き案内書を作成し、他機関において必要な手続きについてもできたりしている、との説明があります。

## 委員会報告（管内視察）

12月19日に行いました管内視察についてご報告いたします。

初めに、下田水戸地区東津波避難タワーと初崎地区津波避難タワーの視察を行いました。下田水戸地区東津波避難タワーは、南海トラフ地震の最大クラスの津波想定に対応しており、収容人数を240人としている。初崎地区津波避難タワーは、平成21年度に建設したタワーの高さが平成24年に公表された津波の最大想定に対応できることとなつたため、平成25年度に新たに建設したもの。従前のタワーも残し、連結することで被災状況によって避難スペースをより広く活用できるようにしていました。いずれのタワーも、あくまで逃げ遅れ対策であり、両地区とも地区内にある高台に避難することを最優先としているとの説明がございました。雨風対策としては、ワンタッチテントを令和8年度にまず初崎地区に購入する予定としており、初崎地区と合わせ下田地区においても防災訓練で使用する予定としているとの説明がございました。

次に、実崎地区と名鹿地区の災害復旧後の避難路について視察を行いました。実崎地区避難路は、令和5年の大雨で避難路南側の法面が一部崩落したため、令和6年に復旧工事を行つたもの。避難路 자체がかなり急傾斜になつていて、地区内には他に避難路もあり、また津波被害が想定されていないエリアもあるため、地区では地震発生時の状況に応じ、最も安全な避難行動が取れるよう訓練をし、名鹿地区避難路は、災害復旧した高

台の市道に至る未舗装の通路を地区が「ふるさと暮らし支援事業」を活用し、階段状にコンクリート舗装したもの。タワーと同様、整備した避難路も避難行動に際しての選択肢の一つであり、日頃からの訓練を通じて実際の被災時に落ち着いて自らの命を守れるよう、地区全体で防災意識の維持向上に努めていると説明がございました。

初崎地区  
津波避難タワー下田水戸地区東  
津波避難タワー

## 令和7年度 住民と議会との懇談会の開催について

令和8年1月18日(日)に西土佐地域(西土佐総合支所2階大会議室)で、1月25日(日)に中村地域(しまんとぴあミーティングルーム1及び2)で、住民と議会との懇談会を開催しました。

お忙しい中、参加いただきまして、誠にありがとうございました。

皆様からいただいたご意見につきましては、議員全員で共有し、各所管委員会において協議させていただき、必要と判断すれば、適宜調査事項として調査させていただきます。



西土佐地域様子



中村地域様子

### 編集後記

今回の議会だより編集が、現在の広報広聴委員会としては最後になります。

2年間、『より身近に感じる議会を目指して』広報広聴活動に取り組んでまいりました。

昨年は高校生議会の開催や、産業祭への参加等を通じ、未来を担う若者や幅広い市民の皆様から多種多様なご意見を頂戴致しました。議員はもとより、執行部と情報共有をして、問題解決に取り組んでまいります。

本年も市議会に対しまして、様々なご意見、ご要望をいただきますようお願い申し上げます。

委 副 委 員  
〃 〃 〃 〃 〃 員 員  
員 長 長  
鳥 川 澤 前 廣 川 谷 寺 松 浦  
谷 村 良 宜 澤 前 田 瀬 淑 田 尾 浦  
惠 真 由 和 正 誠 道 真 伸  
生 美 哉 明 司 子 吾 伸

広報広聴委員会

執筆 松浦 伸

発行 四万十市議会(編集:広報広聴委員会)

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地 Tel 0880-34-5071 FAX 0880-34-1827  
お問い合わせ、ご意見等については「四万十市議会」まで

**次回定例会は2月25日からの予定です。ぜひ傍聴にお越しください。**

(西土佐総合支所では1階市民室でご視聴いただけます)

※議会議事録は議会専用ホームページで閲覧できます。

※令和7年12月定例会会議録の閲覧開始及びホームページへの掲載は2月下旬の予定です。

市議会  
ホームページ



ライブ中継・  
録画映像配信



市議会  
フェイスブック



市議会のLINEは… ➔ LINEの友達検索画面からID検索で追加！⇒市議会ID『@kco2522u』